

改正

平成20年9月1日規則第41号

平成22年6月29日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、市の広報紙及びホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2項第1号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人である場合にあっては、次に掲げる書類とする。

(1) 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 直近の1年度の国税及び地方税の納税証明書

(4) 直近の3年度の貸借対照表及び損益計算書（設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からの貸借対照表及び損益計算書）

(5) 個別の条例において付加的な指定の基準が定められている場合にあっては、当該基準に適合することを証する書類

(6) その他市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が必要と認める書類

3 条例第3条第2項第1号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあっては、次に掲げる書類とする。

(1) 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類

(2) 直近の3年度の収支決算書（設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からの収支決算書）

(3) 個別の条例において付加的な指定の基準が定められている場合にあっては、当該基準に適合することを証する書類

(4) その他市長等が必要と認める書類

(選定の結果の通知)

第4条 市長等は、条例第5条第1項の規定により指定候補者を選定したときは、袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定結果通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長等は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者指定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(指定管理者の指定の取り消し等の通知)

第6条 市長等は、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは袖ヶ浦市公の施設の指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により、同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは袖ヶ浦市公の施設の指定管理者管理業務停止命令書（様式第5号）により、当該指定管理者に通知しなければならない。

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第41号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。ただし、改正後の袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条第2項第2号の規定については、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。